

令和８年熊本地震にかかる九州保育三団体協議会 被災地支援募金事業 実施要綱

1 目 的

本事業は、名称を「令和８年熊本地震にかかる九州保育三団体協議会被災地支援募金事業」とし、災害の被災地域における保育所等および保育活動等を支援することを目的とする。

2 実施主体

募金事業の実施主体は、九州保育三団体協議会とする。

3 募金の期間

募金の期間は、令和８年８月３日（月）から令和８年９月３０日（水）までとする。（第１次締切を、令和８年８月３１日（月）とする。）ただし、状況に応じ九州保育三団体協議会で協議のうえ、延長することができるものとする。

4 募金の管理

募金は、九州保育三団体協議会の口座で管理することとする。

5 募金の配分先

被災した地域の保育所等の支援や、被災地支援を行う団体等に寄託する。
全国保育三団体が実施する募金活動に寄託することもある。